　　様式１－２

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）公立大学法人福井県立大学発注に係る福井県立大学農産物県産化棟（仮称）整備工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２）前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○株式会社、○○株式会社、○○高校寮建設工事特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○年○月○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○株式会社

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条　各構成員の工事分担および分担工事額は次のとおりとする。

　　　設計業務

　　　　名称　　　　円（消費税および地方消費税の額を含む。）

　　　工事監理業務

　　　　名称　　　　円（消費税および地方消費税の額を含む。）

　　　施工業務

　　　　名称　　　　円（消費税および地方消費税の額を含む。）

２　分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および設計・工事監理業務・施工業務の基本に関する事項、工程管理、資金管理方法、下請企業の決定、工事完了後のかし担保責任の分担その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事に係る各工事の請負契約の履行および下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員は、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　建設工事実施中に発生した工事内の共通の経費等については、分担工事額等の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事の実施途中において破産又は解散した場合においては、速やかに発注者にその旨を伝え、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。ただし、残存する構成員によっては、残工事の適切な設計・施工が困難と認められるときは、速やかに発注者にその旨を伝え、建設工事の実施について協議するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、建設工事につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり福井県立大学農産物県産化棟（仮称）整備工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

○○年○○月○○日

○○株式会社

代表取締役　○○　印

○○株式会社

代表取締役　○○　印